

松阪市名入封筒広告取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松阪市における民間企業等の広告掲載に関する規則（平成19年松阪市規則第1号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、松阪市が用いる名入封筒を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 名入封筒 松阪市が全庁的に一括購入し使用する共通封筒をいう。
- (2) 広告 名入封筒に掲載する民間企業等の広告をいう。
- (3) 広告掲載希望者 広告掲載を希望する民間企業等をいう。

(広告の規格、掲載位置等)

第3条 広告の規格及び掲載位置その他必要な事項は、別に定める。

(使用期間)

第4条 封筒の使用期間は、別に定める。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載希望者は、松阪市名入封筒広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、指定する期間内に申し込むこととする。

- (1) 広告のデザイン又は当該形状及び内容を明らかにする書類
- (2) 事業者にあっては、当該事業の概要が分かる書類
- (3) 資格又は免許を必要とする業種にあっては、それを証する書類の写し
- (4) 松阪市名入封筒広告事業申込に係る申立書（様式第1号の2）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(広告掲載の決定)

第6条 市長は、広告掲載の決定について、規則第4条の規定により、広告掲載希望者の申込内容について審査を行い、当該審査の結果、名入封筒に広告を掲載することがふさわしいと認める広告掲載希望者のうちから、抽選により決定するものとする。

2 市長は、前項の審査結果により広告の掲載がふさわしいと認める広告掲載希望者へ松阪市名入封筒広告掲載抽選会開催通知書（様式第2号）を、ふさわしくないと認める広告掲載希望者へ松阪市名入封筒広告不掲載決定通知書（様式第3号）を審査日から起算して14日以内に通知するものとする。

- 3 前項の規定により松阪市名入封筒広告掲載抽選会開催通知書を受けた広告掲載希望者は、市長が指定する期日及び場所で抽選会に参加するものとする。
- 4 市長は、抽選により広告主を決定したときは、抽選会に参加した広告掲載希望者に対し松阪市名入封筒広告掲載決定通知書（様式第4号）又は松阪市名入封筒広告不掲載決定通知書を送付し抽選結果を速やかに通知するとともに、当該抽選会結果を松阪市のホームページで公表するものとする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、市長が広告を掲載するのがふさわしいと認める広告掲載希望者が広告掲載予定数を超えないときは、当該広告掲載希望者の広告を掲載する。この場合において、審査結果の通知については、前項の規定を準用する。

（広告掲載内容の承諾）

第7条 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、掲載内容、条件等を記載した承諾書（様式第5号）を市長に提出する。

（広告原稿の作成及び提出）

第8条 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告掲載料）

第9条 広告掲載料は、別に定める。

- 2 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに一括前納するものとする。

（広告内容、デザイン等の審査及び協議）

第10条 広告の内容、デザイン等については、松阪市の信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、市長が審査を行うとともに、市長は広告主と必ず協議するものとする。

（広告掲載の取消し）

第11条 市長は、広告主が次の各号に該当するときは、当該広告主への催告その他何らかの手続を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 広告主、広告の内容等が、各種法令に違反しているとき若しくはそのおそれがあるとき又はこの要綱等に抵触するものであるときで、前条の協議によつても解消できないとき。
- (4) 広告主がその広告期間中に市税を滞納したとき。
- (5) その他広告掲載が適切でないと市長が認めるとき。

(広告掲載料の返還)

第12条 市長は、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還するものとする。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月から掲載満了月までの月数を仕様書に定める使用期間の月数で按分した月数に広告掲載料を乗じて得た額とする。この場合において、千円未満の端数が生じたときは切り上げとする。
- 3 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子は付さない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされたときは、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成20年10月31日告示第318号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。